

外国PEPsとは

外国において下記（ア）～（ケ）の地位にある方及び（コ）、（サ）に該当する方を「外国PEPs」といいます。

- （ア）国家元首
- （イ）我が国における内閣総理大臣その他の国務大臣及び副大臣に相当する職
- （ウ）我が国における衆議院議長、衆議院副議長、参議院議長又は参議院副議長に相当する職
- （エ）我が国における最高裁判所の裁判官に相当する職
- （オ）我が国における特命全権大使、特命全権公使、特派大使、政府代表又は全権委員に相当する職
- （カ）我が国における統合幕僚長、統合幕僚副長、陸上幕僚長、陸上幕僚副長、海上幕僚長、海上幕僚副長、航空幕僚長又は航空幕僚副長に相当する職
- （キ）中央銀行の役員
- （ク）予算について国会の議決を経、又は承認を受けなければならない法人の役員
- （ケ）かつて上記（ア）～（ク）の地位にあった方
- （コ）上記（ア）～（ケ）の方の家族（配偶者、父母、子、兄弟姉妹及びこれらの方以外の配偶者の父母及び子）にあたる方（家族とみなされる範囲については後述の図をご参照ください。）
- （サ）上記（ア）～（コ）の方が実質的支配者となる法人

※下記の図の範囲にある方は、（コ）に規定する家族とみなされます。

